

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

奈良市

2 構造改革特別区域の名称

奈良市東部地域どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

奈良市の区域の一部（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬及び都祁地区）

4 構造改革特別区域の特性

（1）地理的特性

奈良市（以下「本市」という。）東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬及び都祁地区）（以下「本地域」という。）は、世界遺産「古都奈良の文化財」における春日山原始林の東側に位置し、標高 200～600m のなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置する。いわゆる中山間地域が大部分を占める。

本地域の人口は平成 30 年 4 月 1 日現在で合計 11,854 人、面積が約 154.35k m²であり、人口密度は約 95 人/k m²である。また、経営耕地面積は本市全体の約 62%、農業就業人口では本市全体の約 51%を占めており、食料・水資源の供給地としても重要な地域となっている。広大な森林は、土砂崩れや洪水の防止、水質保全や大気の浄化等の環境保全など多面的かつ重要な役割を担っている。

（2）産業

〈農業〉

本地域の主産業は農業であり、冷涼な気候を活かした高原米、大和茶、高原野菜などの質の高い農産物を生産している。特に米は都祁を除く標高 400m 程度までの 6 地域ではヒノヒカリ、標高が 400m 以上である都祁地区ではコシヒカリを中心に生産を行っている。本地域の米の作付面積は 599ha で、本市全体の 58.7%（平成 27 年時点）を占める農業地帯である。

また、上記の 2 品種は奈良県の奨励品種にも指定されている上に、県内の清酒業者においてこの 2 品種を原材料とした商品が多く製造されていることからわかるように、酒づくりにおいても利用価値の高い米といえる。

〈観光〉

本地域は農村地域でありながら剣聖の里で名高い柳生や仏師運慶作の国宝を有する「円成寺」、ユネスコ無形文化遺産である都祁上深川町の「題目立」など数多くの観光資源・文化資源に恵まれている。

さらに近年では農業者が農家民宿及び農業体験を提供する地域も増加傾向にあり、地域資源を活かした着地型観光を提供する土壌ができつつある。

また本市としても、観光消費額の増加を目標にして観光振興計画を立て、年間1,400万人が訪れる世界遺産エリアから車で約30分で訪れることが可能な本地域におけるグリーンツーリズムを推進しているところである。先述の農業と分野を超えた連携をすることで「稼げる」産業となる可能性がある。

(3) 規制の特例措置の必要性

本地域は全国の中山間地同様に急速な人口減少、高齢化が起きてきており、国勢調査によると、平成27年時点で11,850人（対平成22年で83.0%）、高齢化率38.1%（市全体では28.4%）、生産年齢人口比率が53.1%（市全体では59.0%）であり、地域の体力や活力が低下している。

またそれに伴い主産業である農業の担い手も急激に減少し、本地域の農家数は農林業センサスによると平成27年には1,489（対平成22年で87.4%）となっている。

本特例措置により、基幹産業である農業を「稼げる」産業へと変革し、特に主要農産物である米に付加価値をつけることにより特定農業者の所得を増加させ、農業の担い手を増加させる必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本特定事業において、特定農業者が濁酒を提供することは、農家民宿が新たな地域資源を獲得し、誘客による更なる地域活性化につながるものである。濁酒の仕込み時期は、米の収穫後の農閑期に重なるため特定農業者が取り組みやすく、さらに観光客が落ち込む冬期とも重なるため、農家民宿の稼働率をあげることに非常に有効であると考えられる。

また、特定農業者が提供する濁酒の売上が増加することで、原材料かつ主要農産物である米の消費が拡大し、さらに付加価値を高めることによって米のブランド力向上につながり、それが価格に反映されることで、農業所得が増加し、農業経営が安定することにより、前述の農業者の担い手不足を解消することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、①特定農業者が濁酒を提供することによる農業所得増加のモデルケースとして、国全体の中山間地域における農業者の経済活動を活発化させること、②主要農産物が米である本地域の多くの農業者の6次産業化に対するハードルを下げ、農業所得の増加を促進し、担い手不足を解消することを目指す。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業者の所得向上

本特定事業を推進していくにあたり、酒類製造免許取得に関する勉強会を定期的開催

し、本地域での農業者の所得向上のモデルケースを共有していくことで、特定農業者の増加、濁酒提供事業者の増加を目指す。濁酒提供事業者の増加により、本地域全体の濁酒や原材料の米のブランド力が向上し、農業所得の更なる向上が期待される。またその波及効果として、濁酒提供事業者の雇用や農業の担い手の増加も期待される。

(2) 観光消費額の増加

本特定事業によって、特定農業者の営む農家民宿や農業レストランにおいて濁酒の提供という新たな魅力を提供することで、本市中心部の観光客を本地域に引き込み、既存の地域の観光資源と連携させることにより、観光客の増加や、観光客の滞在時間の増加を図る。それらにより、交流人口・関係人口を増加させ地域内全体への経済波及効果が期待できる。

(3) 持続可能な地域社会

本特定事業による農業者の増加、所得向上、担い手不足解消及び観光消費額の増加が契機となり、地域住民主体の持続可能な地域社会づくりに対する機運が高まることが期待される。また、本特定事業及び地域社会づくりの取組みを積極的に情報発信することで、本地域への関係人口、移住者の増加を促進させ地域コミュニティの活性化を図る。

したがって、本特定事業の効果を直接的に図る指標として「濁酒を提供する特定農業者の軒数」を設定し、間接的に測定する指標として、「本市が所有する本地域の観光関連の施設の入館者数の合計値」を設定する。

また、本特定事業と連動して、地方創生交付金事業における農泊の推進や地域資源を活用した着地型観光ツアーの造成を行うことで、本地域への滞在時間、観光消費額の増加及び交流人口・関係人口の増加について相乗効果を図るものとする。

【目標数値】

・濁酒提供事業者数

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
濁酒提供事業者数(軒)	1	2	4

・東部地域観光施設入込客数

項目	現在	平成31年度	平成32年度
観光施設入館者数(人)	337,311	342,480	348,009

8 特定事業の名称

特定農業者による特定酒類の製造事業 (707 (708))

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

奈良市の区域の一部（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬及び都祁地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

特定農業者による濁酒の製造・提供が可能になることで米に新たな付加価値をつけ、新たな地域資源として農業所得を向上して、農家の担い手不足を解消することが期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する

各種記帳等を行う義務が発生するとともに、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。